

さいたま市介護保険社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減制度事業実施要綱

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 軽減対象者（第2条―第8条）

第3章 社会福祉法人（第10条―第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年老発474号厚生省老人保健福祉局長通知）」に基づき、社会福祉法人等のその社会的役割に鑑み、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスに係る利用者負担の軽減（以下「軽減」という。）及びその軽減した費用に対する補助金の交付について必要な事項を定め、介護保険サービスの利用を促進することで、低所得者の自立支援と要支援並びに要介護状態の悪化の防止を図り、もって介護保険制度の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2章 軽減対象者

（軽減の対象者）

第2条 軽減の対象者（以下、「軽減対象者」という。）は、次の各号のいずれかに定める者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付受給者（以下「生活保護受給者等」という。）
- (2) 平成25年8月1日、平成26年4月1日、平成27年4月1日、平成30年10月1日、令和元年10月1日又は令和2年10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者（以下「生活扶助基準見直しに伴う特例措置対象者」という。）
- (3) 次項の要件を全て満たす者で、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難と市長が認めた者（以下「生計困難者」という。）のうち、国民年金法等の

一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「昭和60年国民年金等改正法」という。）附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく老齢福祉年金（その全額について支給が停止されているものを除く。）の受給権を有している者（以下「老齢福祉年金受給者」という。）

(4) 生計困難者のうち、前号に該当しない者

2 前項第3号でいう要件は次の各号とする。

(1) 第6条の規定による申請を行う日（以下「申請日」という。）において、法第129条に規定する保険料を滞納していない者及び法第63条から第69条までの保険給付の制限等を受けていない者

(2) 申請日の属する月の初日（以下「基準日」という。）において、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員のその年の収入見込額並びに所有する現金及び預貯金の合計額等が次項に定める収入基準及び資産基準以下の者

(3) 基準日において、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が基準日の属する年度分（申請日の属する月が4月から7月までの場合は、当該年度の前年度分）の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者

(4) 次に掲げる要件に該当しない者

ア 居住の用に供する家屋及び日常生活に供する資産以外に活用できる資産がある者

イ 負担能力のある親族等に扶養されている者

ウ 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条に規定する旧措置入所者のうち、ユニット型個室に入所していない者で、同条第2項に規定する施設介護サービス費の額が、100分の95以上の者

3 前項第2号でいう収入基準及び資産基準は、当該世帯の人数に応じ、次の各号に定める額とする。

(1) 収入基準

ア 単身世帯 150万円

イ 2人世帯 200万円

ウ 3人以上 200万円に、2人を超える世帯員1人につき50万円を加えた額

(2) 資産基準

ア 単身世帯 350万円

イ 2人世帯 450万円

ウ 3人以上 450万円に、2人を超える世帯員1人につき100万円を加えた額
(軽減の対象)

第3条 利用者負担の軽減は、次の各号に掲げるサービスのうち、第10条による申請を行った社会福祉法人が提供するサービスに要した費用の100分の10に相当する額(以下「利用者負担額」という。)並びに第2号、第3号、第6号から第11号、第12号から第14号、第16号のサービスに伴う食費、居住費(滞在費)及び宿泊費とする。ただし、第3号、第9号、第11号又は第12号に係る食費及び居住費(滞在費)については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。また、介護保険法施行法(平成9年法律第124号)第13条に規定する旧措置入所者のうち、ユニット型個室に入所している者で、同条第2項に規定する施設介護サービス費の額が100分の95以上の者については、第8号及び第10号のサービスに伴う居住費のみとする。

- (1) 法第8条第2項に規定する訪問介護
 - (2) 法第8条第7項に規定する通所介護
 - (3) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護
 - (4) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - (5) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護
 - (6) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護
 - (7) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護
 - (8) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護
 - (9) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - (10) 法第8条第23項に規定する複合型サービス
 - (11) 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス
 - (12) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護
 - (13) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護
 - (14) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護
 - (15) 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業
 - (16) 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業
- (軽減割合)

第4条 軽減の割合は、次の各号に定める割合とする。

- (1) 生活保護受給者等 個室の居住費に限り10分の10
 - (2) 生活扶助基準見直しに伴う特例措置対象者 利用者負担額及び食費 4分の1、個室の居住費 10分の10
ただし老齢福祉年金受給者の場合 利用者負担額及び食費 2分の1、個室の居住費 10分の10
 - (3) 老齢福祉年金受給者 2分の1
 - (4) 生計困難者 4分の1
- (軽減の期間)

第5条 軽減対象者が軽減を受ける期間（以下「軽減期間」という。）は、申請日の属する月の初日から、申請日の属する年度の翌年度（申請日の属する月が4月から7月までの場合は、当該年度）の7月31日までとする。ただし、申請日の属する月に本市に転入した場合は転入日を、申請日の属する月に法第19条第1項に規定する要介護認定又は同条第2項に規定する要支援認定を新規に受けた場合は当該認定の有効期間の開始日を軽減期間の開始日とする。

- 2 前項の規定に関わらず、軽減の対象者が第2条第1項で規定する条件に該当しなくなった場合においては、その事実が発生した日の属する月の末日（その事実が発生した日が月の初日の場合においては、その前日）を軽減期間の終了日とする。

(軽減の申請)

第6条 軽減を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第2条第1項に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、事実が公簿等により確認できる場合はこの限りではない。

(軽減の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を確認し、社会福祉法人等利用者負担軽減対象決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により通知するとともに、軽減の対象者である場合は、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（様式第3号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

- 2 前項の確認証の交付を受けた者が、第3条各号に掲げるサービスの利用に係る軽減を受けようとするときは、確認証を法人に提示し、第4条に掲げる割合を軽減した後の利用者負担額を負担するものとする。

- 3 第1項の規定による確認証の交付を受けた者が、当該確認証を破り、汚し又は失ったときは

直ちに、次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出て、確認証の再交付を受けなければならない。

- (1) 氏名、生年月日及び住所
- (2) 再交付を受ける理由
- (3) その他市長が必要と認める事項
(異動の届出)

第8条 軽減対象者は、第2条第1項で規定する条件に該当しなくなったとき及び確認申請書及び決定通知書並びに確認証の記載事項に変更が生じたときは、当該事由が生じた日から14日以内に、社会福祉法人等利用者負担軽減異動（内容変更）届出書（様式第4号）に決定通知書及び確認証を添付して、市長に届け出なければならない。

第3章 社会福祉法人

(社会福祉法人)

第9条 この要綱における利用者負担軽減に対する事業実施者となる社会福祉法人等は、第3条各号に掲げるサービスを実施する社会福祉法人等（以下「法人」という。）とする。

(法人の申出)

第10条 軽減事業を行おうとする法人は、埼玉県知事に対して埼玉県が定める書類及びさいたま市長に対して、次に掲げる事項を記載した社会福祉法人等利用者負担軽減申出書（以下「申出書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 法人の名称及び代表者氏名
- (2) 軽減を実施する事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
- (3) その他必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、内容を審査し、社会福祉法人等利用者負担軽減申出書受理通知書（様式第5号。以下「受理通知書」という。）により通知するものとする。

(法人の軽減内容)

第11条 軽減を行う法人は、第3条各号に掲げるサービスを軽減の対象者に提供するときは、第4条に規定する割合を軽減するものとする。

2 法人は、前項の軽減を行う場合は、第7条第2項に規定する確認証の提示を利用者に求め、確認しなければならない。

(申出の期間)

第12条 前条の規定による軽減を行う期間（以下「申出期間」という。）は、申出書を受理し

た日の申請日の属する月の初日から、申請日の属する年度の3月31日までとする。ただし、法人から何らの意思表示が無いときは、申出期間は更に1年延長するものとし、その後もまた同様とする。

(国民健康保険団体連合会への報告)

第13条 軽減を行った法人は、各都道府県国民健康保険団体連合会に対し軽減を行った事業所における第3条各号に掲げるサービスごとに、軽減を行った日の属する月を単位として軽減情報(請求明細書)を提出しなければならない。

(社会福祉法人等に対する補助及び交付額)

第14条 市長は、軽減を行った法人に対し、予算の範囲内で補助を行うものとし、その交付に関してはこの要綱に定めるもののほか、さいたま市補助金等交付規則(平成13年さいたま市規則第59号)の定めるところによるものとする。

2 市長は、軽減を行った法人に対し、当該法人が運営する事業者における事業所ごとに、当該年度中に各都道府県国民健康保険団体連合会が審査を行った、第3条各号に掲げるサービスに対する利用者負担を軽減した総額(以下「軽減総額」という。)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入(以下「負担収入」という。)に対する1パーセントを控除した額の2分の1の額(1000円未満切り捨て)を標準とし、市が補助金の算定にあたり別に定める基準(以下「算定基準」という。)で定める額を補助するものとする。なお、第3条第8号及び第10号に掲げるサービスに係る利用者負担を軽減する法人については、軽減総額のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が100分の10を超える部分については、全額を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第15条 前条第2項に規定する補助を受けようとする法人は、社会福祉法人等利用者負担軽減額補助金交付申請書(様式第6号。以下「補助金交付申請書」という。)に、算定基準で規定する書類を添えて、市が指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する補助金交付申請書を受領したときは、その内容を審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、社会福祉法人等利用者負担軽減額補助金交付決定通知書(様式第7号)により、申請のあった法人に通知するものとする。

(実績報告)

第16条 法人は、補助金の交付の対象となる軽減事業を完了した場合は、社会福祉法人等利用者負担軽減額補助金実績報告書(様式第8号)を市が指定する期日までに市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告に係る書類の審査をし、交付する補助金の額を確定したときは、法人に対し、社会福祉法人等利用者負担軽減額補助金交付確定通知書（様式第9号）を交付するものとする。

（補助金の請求）

第17条 法人は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、社会福祉法人等利用者負担軽減額補助金請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第18条 市長は、第16条第2項において確定した補助金をすでに超える補助金が法人に交付されているときには、交付を受けた法人に対し、期限を定めて返還させるものとする。

2 市長は、偽りその他不正の行為等によって、この要綱による補助金の交付を受けた法人がある場合は、その法人から当該補助金額の全部又は一部を返還させることができる。

（関係書類の整備等）

第19条 補助金の交付を受けた法人は、補助金の交付に関する経費の支出と補助金額等の収入を明らかにした書類及び帳簿等を整備し、5年間保存しなければならない。

第4章 雑則

（譲渡又は担保の禁止）

第20条 この要綱による軽減及び補助金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成17年度税制改正に係る激変緩和措置の軽減対象者については、次のとおり定める。

（経過措置における軽減対象者）

第3条 経過措置における軽減対象者は、次の各号のすべてに該当し、その者の収入や世帯の状況、利用者負担を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者とする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に該当する者

(2) 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則第23条第

3項に規定する特定被保険者（同条第1項及び第2項に該当する者を除く。）

(3) 年間収入が単身世帯で190万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下の者

(4) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下の者

(5) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がない者

(6) 負担能力のある親族等に扶養されていない者

(7) 介護保険料を滞納していない者

(経過措置における軽減の対象)

第4条 利用者負担の軽減は、第3条に掲げるサービスのうち、利用者負担額並びに第2号、第3号、第5号から第8号まで、第10号から第13号までのサービスに伴う食費、居住費（滞在費）及び宿泊費とする。（当該額が特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給における基準費用額を上回る場合は、基準費用額とする。）

(経過措置における軽減割合)

第5条 経過措置対象者が受ける軽減の割合 8分の1

(経過措置の終了)

第6条 経過措置終了日 平成20年6月30日

(準用)

第7条 第5条から第8条の規定は、経過措置における軽減対象者について準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(特例措置)

第2条 平成21年度介護保険報酬改定に伴う特例措置の実施内容については、次のとおり定める。

(特例措置における軽減割合)

第3条 第4条第1項の「2分の1」を「100分の53」と、同条第2項の「4分の1」を「100分の28」とそれぞれ読み替えることとする。

(特例措置における軽減の対象)

第4条 利用者負担の軽減は、第3条に規定する利用者負担額とする。

(特例措置の実施期間)

第5条 特例措置の実施期間は平成21年4月1日から平成23年3月31日までとする。

(準用)

第6条 第2条、第3条及び第5条から第8条の規定は、特例措置における軽減対象者について準用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

(軽減の期間の特例)

2 平成26年7月1日から平成27年6月30日までの間において、改正前のさいたま市介護保険社会福祉法人等利用者負担軽減事業実施要綱第7条第1項の規定により軽減の決定を受けた者の助成期間については、同要綱第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年7月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月15日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月15日から施行し、令和2年10月1日から適用する。